

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

平成27年2月24日（火）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

1. 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について	1
2. 待機児童解消加速化プランについて	4
3. 保育士確保プランについて	10
4. 保育関係の質の改善事項等について	13
5. 子どもの預かりサービスの安全確保について	15
6. 税制改正について	17
7. 安心こども基金について	19
8. 放課後児童クラブについて	20
9. 子育て支援員について	27
10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について	31
11. 児童虐待の現状と対策について	33
12. 社会的養護の充実について	39
13. 母子家庭等自立支援対策について	44
14. 子供の貧困対策について	49
15. 婦人保護事業について	51
16. 次世代育成支援対策推進法の改正について	52
17. 子育て世帯臨時特例給付金について	54
18. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について	57
（参考）平成27年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	59
（参考）平成26年度雇用均等・児童家庭局補正予算の概要	64
（参考）照会先一覧	65

1. 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

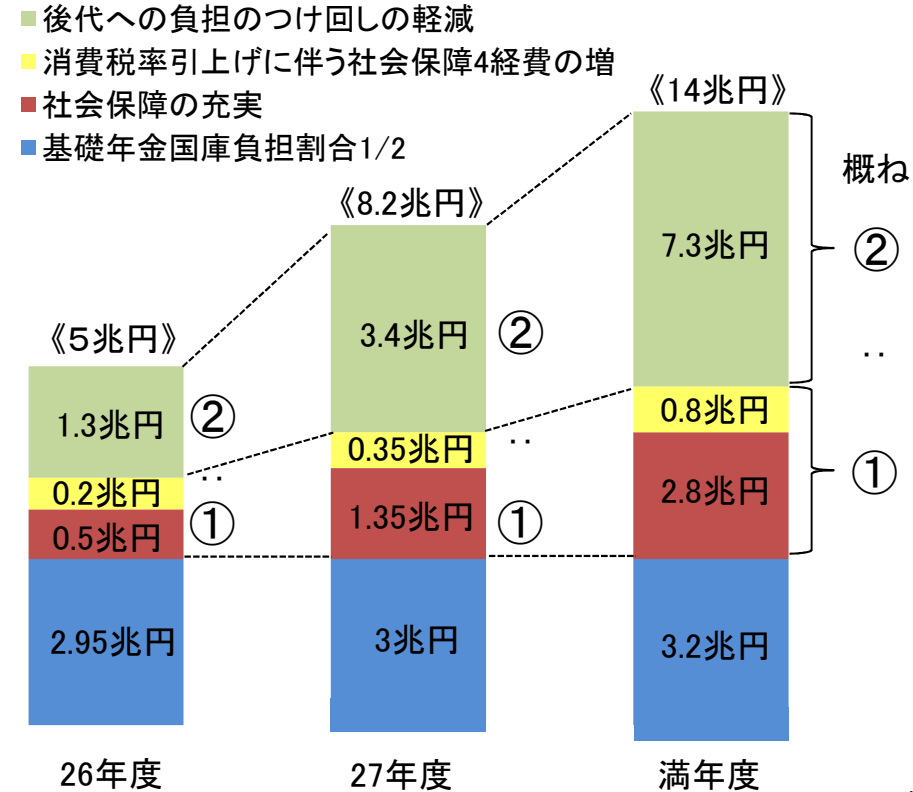
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(消費税率5%引上げ時)

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案			(参考) 平成26年度 予算額	
		(注1)	国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544	
		392	277	115	353	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	—	
		1,051	531	520	—	
		236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

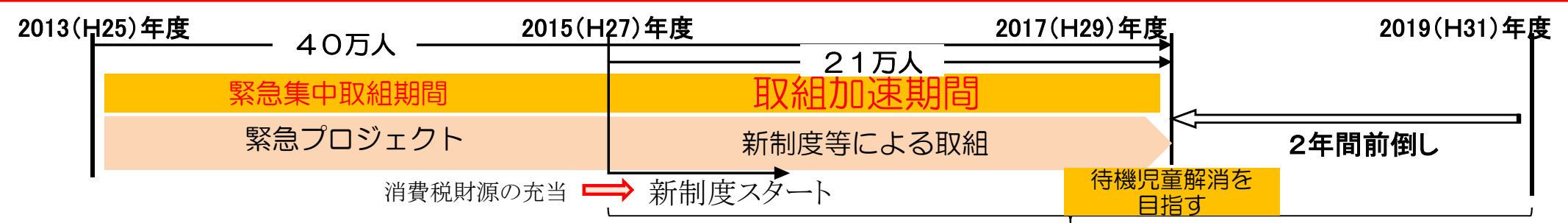
(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

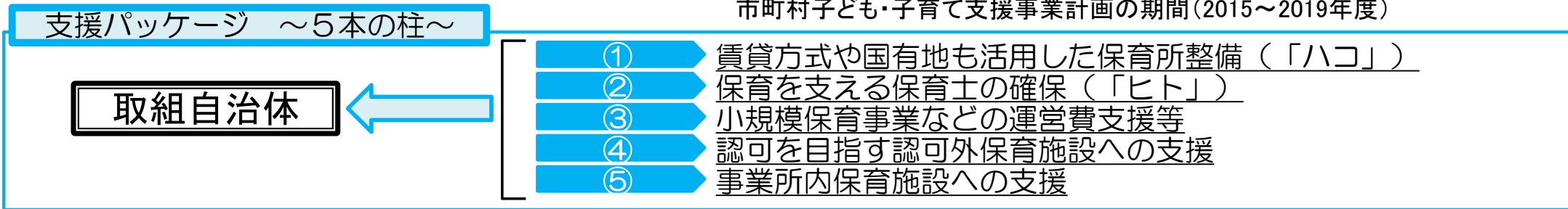
(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

2. 待機児童解消加速化プランについて

- ◇ 仕事と家庭を両立しやすい環境整備と女性の活躍を推進していく中で、待機児童解消は最重要課題。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。 ※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人
- ◇ 依然として2万人を超える児童・保護者が保育を利用できない状況。一方で、大都市でも積極的取組の強化により、待機児童ゼロを達成する自治体が現に増えている。 ※待機児童数:21,371人(26年4月1日現在)
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。
- ◇ 平成27年度は、今後3年で21万人の中8万人と前倒して枠を確保していること、加速化プラン期間中で補助率かさ上げしていることも踏まえ、自治体においては、市町村整備計画を前倒しして、積極的に保育所等を整備することを御願いしたい。政府としても最大限の支援を継続していく。



市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(2015~2019年度)



待機児童解消加速化計画

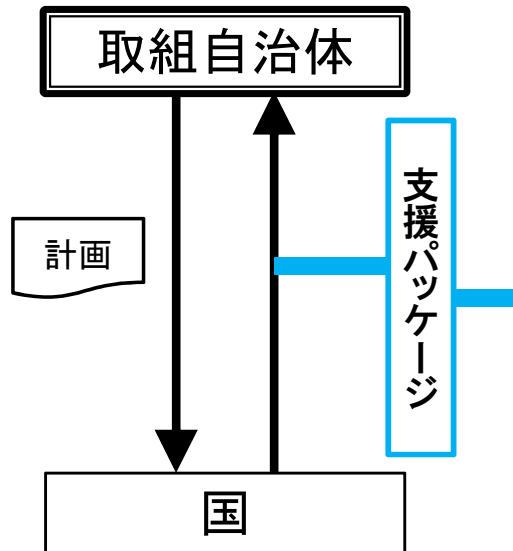
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 緊急プロジェクト期間内にできる限りの保育の量拡大を図り、取組加速期間の終了までに待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 市町村整備計画に基づく保育所等整備交付金の創設。
- 都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業の推進(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- 離職した保育士の把握、定期的な再就職支援。

③ 小規模保育事業などの運営費支援等

- 小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育への運営費、改修費等支援(即効性のある受け皿確保)。
- 利用者支援事業の実施(子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け)。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、移転費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設につき、市町村の認可事業として財政支援。(地域型保育給付)

待機児童解消関連予算（平成27年度予算案）

（注）金額は国費ベース

○ 27当初予算分（内閣府計上予算を含む）：7,023億円（下線部分の合計）

○ 加速化プラン事業について、平成27年度においては、以下の考え方で予算を確保。

- ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設型給付・地域型保育給付・地域子ども・子育て支援事業（延長保育・病児保育等）の量拡大分・質改善分については、消費税増収分により確保。〔太線内〕
- ・施設整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。（保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金）

子ども・子育て支援新制度関連（内閣府予算計上）【27当初6,132億円】

◆施設型給付（旧：保育所運営費） 【27当初：5,401億円】

従来分（25年度までの措置分）



◆地域子ども・子育て支援事業 【27当初：221億円】

<延長保育、病児保育、利用者支援>



消費税増収分により確保

<26・27量拡大分、質改善分>

◆地域型保育給付 【27当初：350億円】

<小規模保育、家庭的保育等>

<質改善分>

◆子どものための教育・保育給付費補助金 【27当初：160億】

<認可化移行運営費支援、幼稚園長時間預かり保育>

保育所等整備交付金 【27当初：554億円】

◆保育所等の整備支援 [ハコ]

<保育所等整備費（約5万人分）>

（※）プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
保育所（※）、認定こども園

◆事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特会：51億円】

（参考）認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて
施設整備の予算を確保。（118億円）

保育対策総合支援事業費補助金 【27当初：285億円】

◆小規模保育等の改修費支援

<改修費等支援（約3万人分）>

（※）プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
賃貸物件による保育所整備（※）、小規模保育（※）、幼稚園長時間預かり保育
（※）、家庭的保育（※）、認可外保育施設認可化（※）

◆保育を支える保育士確保 [ヒト]

<保育士確保>

保育士・保育所支援センター（機能強化）、職員用宿舍借り上げ支援
保育体制の強化、保育士養成施設における新卒者への就職促進支援

<資格取得と継続雇用への支援>

認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付
保育士試験追加実施支援、保育士試験による資格取得支援 等

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施

- 新* ○保育所等整備交付金(保育所、認定こども園)
- * ○賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- * ○小規模保育改修等支援事業
- * ○幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
- * ○家庭的保育改修等支援事業
- 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保対策]

- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 職員用宿舍借り上げ支援
- 多様な人材を保育周辺業務に活用する保育体制の強化
- 新○保育士養成施設における新卒者への就職促進支援

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援
- 幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- 保育所等従事者への保育士資格取得支援
- 保育教諭確保のための保育士資格取得支援
- 修学資金貸付
- 新○保育士試験追加実施のための支援
- 新○保育士試験による資格取得支援

[保育士の質の向上と保育人材確保のための研修]

- 新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 新○保育の質の向上のための研修事業
- 新○保育所保育士研修事業

[保育士の処遇改善]

- 新○保育士の処遇改善(+3%)

3. 小規模保育事業などの運営費支援

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)
- 家庭的保育事業
- 新○居宅訪問型保育事業
- 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

[利用者支援]

- 利用者支援事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[改修費等支援]

*の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施

- * ○認可化移行改修費等支援事業

[運営費支援]

- 認可化移行運営費支援事業

[移行費支援]

- 認可化移行調査費等支援事業(可能性調査)
- 認可化移行移転費等支援事業(移転費、仮設費等)
- 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 新○事業所内保育事業
(従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設を市町村の認可事業として財政支援)

(注) 新の事業は、平成27年度予算案で創設した事業。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表）

～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

- ◇ 平成26年5月30日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった454市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は、ほぼ達成する見込み。
- ◇ 加速化プランへの参加は随時受け付けており、今後も、各自治体における待機児童対策の進展等に応じて、フォローアップを継続していく。

【集計結果（平成26年5月30日時点）】

○加速化プラン参加自治体数 454市区町村 [351市区町村]

- ・ 指定都市 20市(全ての指定都市) [20市]
- ・ 特別区 23区(全ての特別区) [23区]
- ・ 市町村 411市町村 [308市町村]

[]内の市区町村数は、平成25年8月公表時点の参加自治体数

○保育拡大量（平成25・26年度） 約19.1万人 [約20.1万人]

- ・ 参加自治体 約16.1万人 [約16.2万人]
- ・ 不参加自治体 約3.0万人 [約4.0万人]

[]内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成25・26年度 保育拡大量
72,430人	118,803人	191,233人

* 平成26年度保育拡大量は、平成26年5月30日時点で把握した各市区町村における26年度末の実績見込み

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表） ～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

主要事業の実施状況

〔賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（ハコ）〕

(1) 保育所緊急整備事業	333市区町村 (226)
(2) 賃貸物件による保育所整備事業	96市区町村 (62)
(3) 小規模保育設置促進事業	84市区町村 (一)
(4) 幼稚園長時間預かり保育改修事業	43市区町村 (20)
(5) 家庭的保育改修等事業	40市区町村 (49)
(6) 民有地マッチング事業	10市区町村 (15)
(7) 国有地、公有地の活用	28市区町村 (30)

〔保育の量拡大を支える保育士確保（ヒト）〕

(8) 職員用宿舎借り上げ	10市区町村 (0)
(9) 保育体制強化事業	43市区町村 (一)
(10) 保育士等処遇改善臨時特例事業	413市区町村 (244)

〔小規模保育など新制度の先取り〕

(11) 小規模保育運営支援事業	99市区町村 (一)
(12) グループ型小規模保育事業	29市区町村 (29)

(13) 幼稚園長時間預かり保育支援事業	91市区町村 (56)
(14) 利用者支援事業	78市区町村 (一)

〔認可を目指す認可外保育施設への支援〕

(15) 認可化移行改修費等支援事業	45市区町村 (一)
(16) 認可外保育施設運営支援事業	111市区町村 (73)
(17) 認可化移行総合支援事業	
・認可化移行可能性調査支援事業	41市区町村 (49)
・認可化移行助言指導支援事業	22市区町村 (一)
・認可化移行移転費等支援事業	23市区町村 (一)

〔その他〕

(18) 地域型保育・子育て支援モデル事業	3市区町村 (3)
(19) 広域的保育所利用事業	6市区町村 (一)

* () 内の市区町村数は、25年8月公表時点の参加自治体数

3. 保育士確保プランについて

保育士確保プラン

平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数 **6.9万人**

子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を基に、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計。

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ▶ 平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
- ▶ 平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

- ☆保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- ☆保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- ☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- ☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- ☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- ☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- ☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

I 人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

II 就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

III 再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

IV 働く職場の環境改善

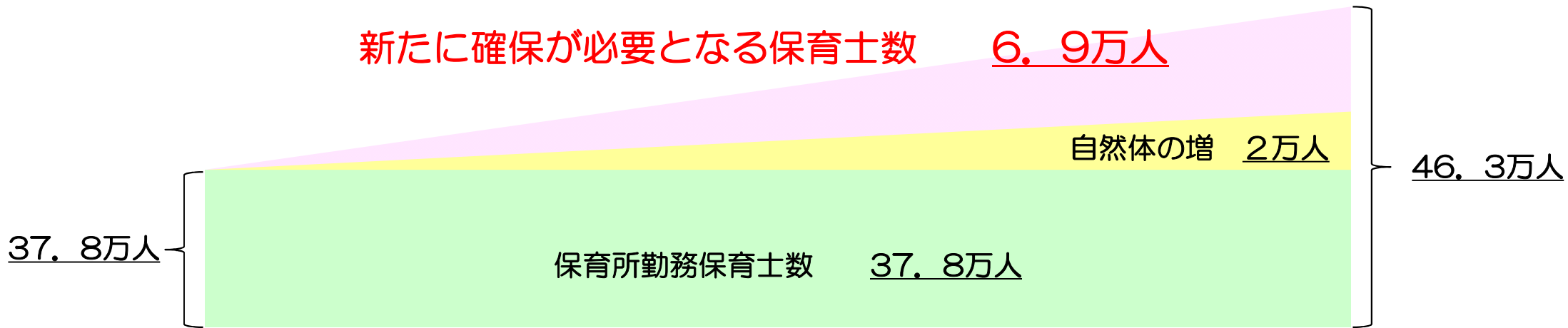
- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るための取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】

【平成29年度】



6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)

4.9万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 2.5万人

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 1.5万人

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 0.9万人

保育士確保プランの新たな取組

2.0万人

○保育士試験の年2回実施の推進 0.8万人

○保育士に対する処遇改善の実施
○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 1.2万人

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

+

保育士確保プランによる保育士確保に向けた流れ

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度

平成29年度

加速化プランに基づく保育士確保施策

○幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出

○処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進

○保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化

※保育士資格取得支援等は、26、27年度以降順次施策効果が実現

+

保育士確保プランによる新たな取組

○保育士試験の年2回実施の推進

○保育士に対する処遇改善の実施

○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援

○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

+

「保育士確保対策検討会」での更なる取組の検討

○保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討

○保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討

○潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

必要となる保育士6.9万人の確保へ

4. 保育関係の質の改善事項等について

質の改善

施設型給付等の公定価格関係

- ・ 3歳児の職員配置の改善（20：1→15：1）
- ・ 研修の充実（年間2日の研修機会を確保）
- ・ 休日保育の充実（担当保育士の人件費の見直し）
- ・ 保育所の職員給与の改善（+3%）
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 保育短時間認定の利用者負担の軽減（▲1.7%）
- ・ 小規模保育等の職員加配（+1人の加配）
- ・ 地域型保育事業に係る連携施設
- ・ 地域型保育事業における障害児保育（2：1）
- ・ 地域の子育て支援・療育支援の取組
- ・ 小学校との接続の改善
- ・ 減価償却費、賃借料等への対応
- ・ 栄養士の配置（嘱託費用を追加）
- ・ 第三者評価等の推進

地域子ども・子育て支援事業関係

- ・ 病児保育事業の充実（単価改善等）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型の単価改善）
- ・ 実費徴収に伴う補足給付事業の創設（生活保護世帯に対する支援）
- ・ 多様な主体の参入促進事業の創設

量的拡充

待機児童解消加速化
プランに基づく受け
入れ児童数の拡大

車の両輪

地域の実情に応じて
多様なニーズに対応

病児保育事業について（質改善）

○病児・病後児対応型単価改善

利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し基本分補助単価の改善を行う。

病児対応型

【改善前】	1施設年額	基本分	2,417千円
【改善後】	1施設年額	基本分	2,417千円
		改善分	2,417千円
		計	4,834千円

病後児対応型

【改善前】	1施設年額	基本分	2,006千円
【改善後】	1施設年額	基本分	2,006千円
		改善分	2,006千円
		計	4,012千円

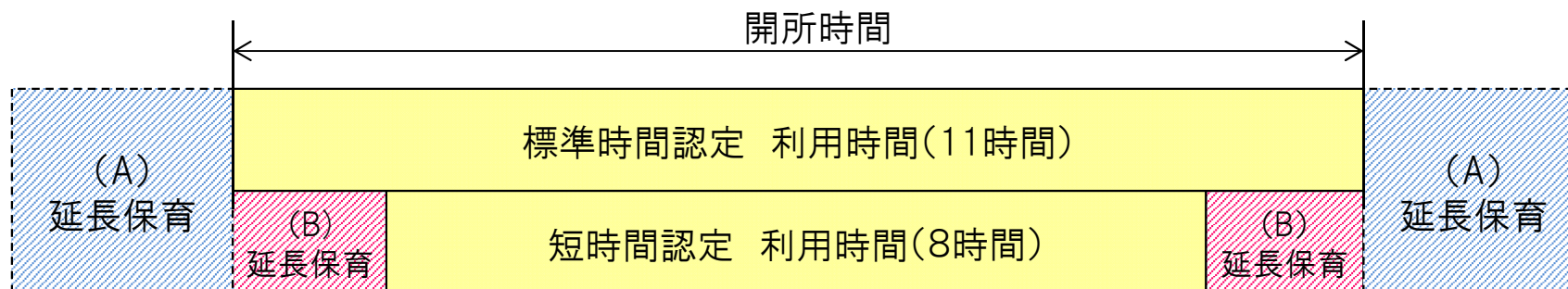
○体調不良児対応型実施要件改善

看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

延長保育事業について

○新制度における延長保育の取扱い

- (1) 標準時間認定 1 1時間を超えて利用する場合【現行】 (A)
- (2) 短時間認定 8時間を超えて利用する場合【新規】
 - ・ 1 1時間の開所時間内 短時間認定児のみを対象に算定し短時間認定児の単価を適用 (B)
 - ・ 1 1時間の開所時間外 標準時間認定と利用児童数を合算し標準時間認定の単価を適用 (A)



5. 子どもの預かりサービスの安全確保について

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）

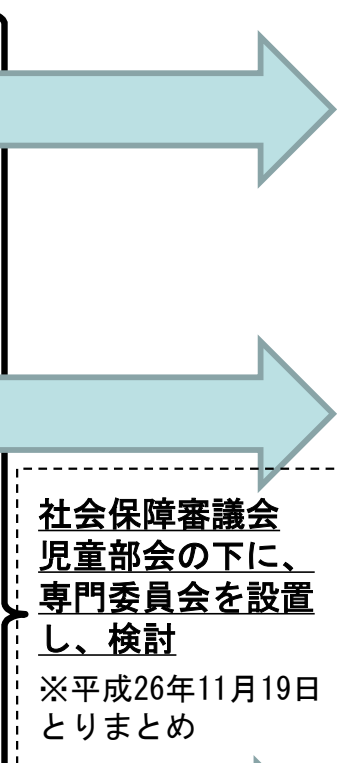
- 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。
- 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。
- インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに、従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。
- このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

実態調査の結果

- 自治体
 - ・ 法令上、届出の対象外となっている1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。
- 事業者
 - ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。等
- マッチングサイト
 - ・ マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。等

利用者の視点

- 情報提供
 - ・ 利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者への確に伝わっていないことが課題。



【主な方向性】

- 届出制等の対象範囲の在り方の検討**
(対応方針)
親しい知人、隣人などの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設及び事業を届出義務の対象とする。
- 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等の検討**
(対応方針)
 - ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び事業の保育者に対して研修の受講を促す
 - ・ 個人の認可外の訪問型保育事業に対して、必要がある場合に指導を行う等を新たな基準に追加する。
- マッチングサイトへの対応の在り方の検討**
(対応方針)
厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、ガイドラインを保育者、利用者へ注意喚起する。
- 情報提供等の在り方の検討**
(対応方針)
各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめの概要（平成26年11月19日）

（1）届出制等の対象範囲の在り方について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務

事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされてきているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。

- ・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

（2）指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
- イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること
- ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
- エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること
- オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

（3）マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のア～キについて、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイトのガイドライン遵守状況を調査する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ること
- イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
- ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
- エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
- オ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
- カ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
- キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること

（4）情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
- ・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したリーフレットで周知することなども有意義。